

2025年 輸入統計品目表新旧対照表

新(2025年)				旧(2024年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
[略]				[同左]					
25.01 }		[略]			25.01 }		[同左]		
25.18		天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア(焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。)及びその他の酸化マグネシウム(純粋であるかないかを問わない。)			25.18		天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア(焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。)及びその他の酸化マグネシウム(純粋であるかないかを問わない。)		
25.19			25.19		25.19				
2519.10		[略]			2519.10		[同左]		
2519.90	010 6	—その他のもの —酸化マグネシウム(天然の炭酸マグネシウムを焼いたものを除く。)		KG	2519.90	010 6	—その他のもの —酸化マグネシウム(天然の炭酸マグネシウムを焼いたものを除く。)		KG
	090 2	—その他のもの		MT		091 3	—マгнеシアクリンカー		MT
						099 4	—その他のもの		MT
25.20 }		[略]			25.20 }		[同左]		
25.30					25.30				
[略]				[同左]					
29.01 }		[略]			29.01 }		[同左]		
29.08		第4節 エーテル、アルコール ペルオキシド、エーテル ペルオキシド、アセ タールペルオキシド、 ヘミアセタールペルオ キシド、ケトンペルオ キシド、エポキシドで 三員環のもの、アセ タール及びヘミアセ タール並びにこれらの ハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニト ロ化誘導体及びニトロ ソ化誘導体			29.08		第4節 エーテル、アルコール ペルオキシド、エーテ ルペルオキシド、アセ タールペルオキシド、 ヘミアセタールペルオ キシド、ケトンペルオ キシド、エポキシドで 三員環のもの、アセ タール及びヘミアセ タール並びにこれらの ハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニト ロ化誘導体及びニトロ ソ化誘導体		
29.09		エーテル、エーテルアルコール、 エーテルフェノール、エーテル アルコールフェノール、アル コールペルオキシド、エーテル ペルオキシド、アセタールペル オキシド、ヘミアセタールペル オキシド及びケトンペルオキシ ド(化学的に単一であるかないか を問わない。)並びにこれらのハ ロゲン化誘導体、スルホン化誘 導体、ニトロ化誘導体及びニト ロソ化誘導体			29.09		エーテル、エーテルアルコール、 エーテルフェノール、エーテル アルコールフェノール、アル コールペルオキシド、エーテル ペルオキシド、アセタールペル オキシド、ヘミアセタールペル オキシド及びケトンペルオキシ ド(化学的に単一であるかないか を問わない。)並びにこれらのハ ロゲン化誘導体、スルホン化誘 導体、ニトロ化誘導体及びニト ロソ化誘導体		
2909.11 }		[略]			2909.11 }		[同左]		
2909.20		[略]			2909.20		[同左]		

新(2025年)				旧(2024年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2909.30		—芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			2909.30		—芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	120	5 ————デカブロモジフェニルエーテル		KG		100	6 ————臭素化誘導体		KG
	190	5 ————その他のもの		KG					
	200	† ————その他のもの		KG		200	† ————その他のもの		KG
2909.41		[略]			2909.41		[同左]		
2909.60		[略]			2909.60		[同左]		
29.10		[略]			29.10		[同左]		
29.14		第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.14		第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
29.15		飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.15		飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2915.11		[略]			2915.11		[同左]		
2915.70		—その他のもの			2915.70		—その他のもの		
2915.90		—カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカプリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体			2915.90		—カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカプリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体		
	011	6 ————カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸		KG		011	6 ————カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸		KG
	019	† ————その他のもの		KG		019	† ————その他のもの		KG
	091	2 ————ペルフルオロオクタン酸及びその塩		KG		090	† ————その他のもの		KG
	099	† ————その他のもの		KG					
29.16		[略]			29.16		[同左]		
29.42		[略]			29.42		[同左]		
30.01		[略]			30.01		[同左]		
30.03		[略]			30.03		[同左]		
30.04		医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。))又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)			30.04		医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。))又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)		

新(2025年)					旧(2024年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
3004.10 } 3004.60 3004.90	010 2	[略] -その他のもの --麻薬、大麻又は覚醒アミンのもの --その他のもの		KG (I.I.)	3004.10 } 3004.60 3004.90	010 2	[同左] -その他のもの --麻薬、大麻又は覚せいアミンのもの --その他のもの		KG (I.I.)
	021 6	--小売用の形状又は包装にしたもの		KG (I.I.)		023 1	----おたねにんじんのもの		KG (I.I.)
						024 2	----その他のもの		KG (I.I.)
	029 0	----その他のもの		KG (I.I.)		029 0	----その他のもの		KG (I.I.)
30.05		[略]			30.05		[同左]		
30.06		[略]			30.06		[同左]		
[略]					[同左]				
46.01		さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。)並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの(最終製品(敷物、壁掛等)であるかないかを問わない。) -敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)			46.01		さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。)並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの(最終製品(敷物、壁掛等)であるかないかを問わない。) -敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)		
4601.21		[略]			4601.21		[同左]		
4601.22		[略]			4601.22		[同左]		
4601.29	100 4	--その他のもの ----いぐさ製又は七島製のもの	SM	KG	4601.29	100 4	--その他のもの ----いぐさ製又は七島製のもの	SM	KG
	900 6	----その他のもの		KG		910 2	----すだれ(幅が80センチメートル以上のものに限る。)		KG
						990 5	----その他のもの		KG
4601.92		[略]			4601.92		[同左]		
4601.99		[略]			4601.99		[同左]		
46.02		[略]			46.02		[同左]		
[略]					[同左]				
61.01		[略]			61.01		[同左]		
61.12					61.12				
61.13					61.13				
6113.00	010 6	衣類(第59.03項、第59.06項又は第59.07項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。) -第59.06項の編物製のもの	NO	KG	6113.00	010 6	衣類(第59.03項、第59.06項又は第59.07項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。) -第59.06項の編物製のもの	NO	KG
	090 2	--その他のもの	NO	KG		091 3	--第61.01項及び第61.02項のものと同一種類のもの	NO	KG
						099 4	----その他のもの	NO	KG
61.14		[略]			61.14		[同左]		
61.17					61.17				
[略]					[同左]				
		[略]					[同左]		

新(2025年)					旧(2024年)				
統計品目番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
69.01 }		[略]			69.01 }		[同左]		
69.03		第2節 その他の陶磁製品			69.03		第2節 その他の陶磁製品		
69.04 }		[略]			69.04 }		[同左]		
69.07		陶磁製の理化学用その他の技術 的用途に供する物品、農業に使用 する種類のおけ、かめその他 これらに類する容器及び輸送又 は包装に使用する種類のつぼ、 ジャーその他これらに類する製 品 －陶磁製の理化学用その他の技 術的用途に供する物品			69.07		陶磁製の理化学用その他の技術 的用途に供する物品、農業に使用 する種類のおけ、かめその他 これらに類する容器及び輸送又 は包装に使用する種類のつぼ、 ジャーその他これらに類する製 品 －陶磁製の理化学用その他の技 術的用途に供する物品		
69.09			－磁器製のもの		KG	69.09			－磁器製のもの
6909.11	000 3				6909.11	010 6	－－－触媒の製造に使用する触 媒担体		KG
						020 2	－－－その他のもの		KG
6909.12 }		[略]			6909.12 }		[同左]		
6909.90		[略]			6909.90		[同左]		
69.10 }					69.10 }				
69.14		[略]			69.14		[同左]		
[略]					[同左]				
84.01 }		[略]			84.01 }		[同左]		
84.42		印刷機(第84.42項のプレート、 シリンダーその他の印刷用コン ポーネントにより印刷に使用す るもの)、その他のプリンター、 複写機及びファクシミリ(結合 してあるかないかを問わない。) 並びに部分品及び附属品			84.42		印刷機(第84.42項のプレート、 シリンダーその他の印刷用コン ポーネントにより印刷に使用す るもの)、その他のプリンター、 複写機及びファクシミリ(結合 してあるかないかを問わない。) 並びに部分品及び附属品		
84.43			[略]		84.43			[同左]	
8443.11 }		[略]			8443.11 }		[同左]		
8443.19		－その他のプリンター、複写機 及びファクシミリ(結合して あるかないかを問わない。)			8443.19		－その他のプリンター、複写機 及びファクシミリ(結合して あるかないかを問わない。)		
8443.31		[略]			8443.31		[同左]		
8443.32		[略]			8443.32		[同左]		
8443.39	000 1	－－その他のもの	NO	KG	8443.39	010 4	－－－複写機	NO	KG
						090 0	－－－その他のもの	NO	KG
8443.91		[略]			8443.91		[同左]		
8443.99		[略]			8443.99		[同左]		
84.44 }		[略]			84.44 }		[同左]		
84.87		[略]			84.87		[同左]		
[略]					[同左]				
85.01		電動機及び発電機(原動機と セットにした発電機を除く。)			85.01		電動機及び発電機(原動機と セットにした発電機を除く。)		
8501.10		－電動機(出力が37.5ワット以 下のものに限る。)			8501.10		－電動機(出力が37.5ワット以 下のものに限る。)		
	010 1	－－直流電動機	NO	KG		011 2	－－－出力が10ワット以下の の	NO	KG
						019 3	－－－その他のもの	NO	KG
	020 4	－－単相交流電動機	NO	KG		020 4	－－単相交流電動機	NO	KG

新(2025年)					旧(2024年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
8501.20 } 8501.80 85.02 } 85.40 85.41	090 4	ーその他のもの [略]	NO	KG	8501.20 } 8501.80 85.02 } 85.40 85.41	090 4	ーその他のもの [同左]	NO	KG
8541.10	010 5	半導体デバイス(例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器)、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。)、発光ダイオード(LED)(他の発光ダイオード(LED)と組み合わせてあるかないかを問わない。))及び圧電結晶素子 ーダイオード(光電性ダイオード及び発光ダイオード(LED)を除く。)			8541.10	010 5	半導体デバイス(例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器)、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。)、発光ダイオード(LED)(他の発光ダイオード(LED)と組み合わせてあるかないかを問わない。))及び圧電結晶素子 ーダイオード(光電性ダイオード及び発光ダイオード(LED)を除く。)		
	090 1	ー平均順電流が100ミリアンペア未満のもの ー平均順電流が100ミリアンペア以上のもの				090 1	ー平均順電流が100ミリアンペア未満のもの ーその他のもの		NO NO
	091 2	ー半導体動作領域の材料としてけい素を用いたもの		NO					
	092 3	ー半導体動作領域の材料として炭化けい素を用いたもの		NO					
	093 4	ー半導体動作領域の材料として窒化ガリウムを用いたもの		NO					
	099 3	ーその他のもの ートランジスター(光電性トランジスターを除く。)		NO			ートランジスター(光電性トランジスターを除く。)		
8541.21 8541.29		[略]			8541.21 8541.29		[同左]		
	000 4	ーその他のもの				000 4	ーその他のもの		NO
	010 0	ー半導体動作領域の材料としてけい素を用いたもの		NO					
	020 3	ー半導体動作領域の材料として炭化けい素を用いたもの		NO					
	030 6	ー半導体動作領域の材料として窒化ガリウムを用いたもの		NO					
	090 3	ーその他のもの		NO					
8541.30 } 8541.90 85.42 } 85.49		[略]			8541.30 } 8541.90 85.42 } 85.49		[同左]		
[略]					[同左]				
87.01 87.02 87.03		[略] [略] 乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)			87.01 87.02 87.03		[同左] [同左] 乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)		
8703.10 } 8703.70		[略]			8703.10 } 8703.70		[同左]		

新(2025年)				旧(2024年)						
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
8703.80		－その他の車両(駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。)			8703.80	000	†	－その他の車両(駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。)		NO
	010	†								
	090	†								
8703.90		[略]			8703.90			[同左]		
87.04		[略]			87.04			[同左]		
87.07		[略]			87.07			[同左]		
87.08		部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)			87.08			部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)		
8708.10		[略]			8708.10			[同左]		
8708.40		[略]			8708.40			[同左]		
8708.50	000	6		KG	8708.50			－駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)及び非駆動軸並びにこれらの部分品		
						010	2	－非駆動軸及びその部分品		KG
						090	5	－その他のもの		KG
8708.70		[略]			8708.70			[同左]		
8708.99		[略]			8708.99			[同左]		
87.09		[略]			87.09			[同左]		
87.16		[略]			87.16			[同左]		
		[略]						[同左]		